

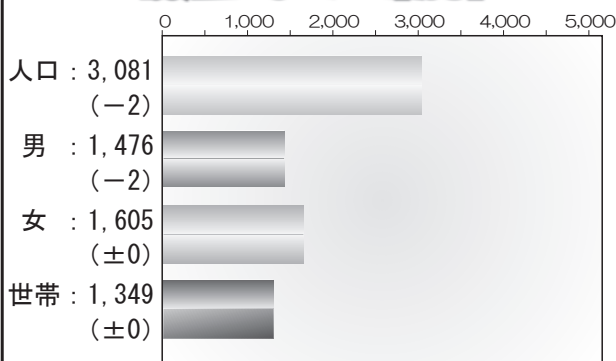


《休日の死亡届について》

【受付時間】午前8時30分～午後3時
※来庁前に役場（宿日直）に電話連絡
してください。
☎79-2111（休日の連絡先）



藤里町ミニ統計



☆1月31日現在・()内は前月比
出生:1人・死亡:4人・転入:2人・転出:1人

交通死亡事故ゼロ
585日

無火災
79日

(令和3年2月19日現在)

町発注事業

入札結果のお知らせ

(50万円以上・税込み)

◇1月分◇

○荒町住宅解体工事

【請負者】(有)細田土木

【請負額】2,376,000円

【工期】令和3年3月31日

忘れていませんか？「敬老祝金利用券」

昨年10月15日の敬老式当日と式典以降の役場窓口において、対象となる「初敬老（70歳）、満75歳以上」の方に発行した「敬老祝金利用券」の使用期限が【令和3年3月31日】までとなっております。

※使用できるものは「令和2年度分」に限ります。

※対象の方でまだ利用券を受け取っていない方は、役場窓口3番までお越しください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

知っていますか？

国民年金保険料学生納付特例制度

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。

しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象になる方】

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等

【特例を受けられる所得の目安】

118万円+（扶養親族等の数×38万円）

【承認期間】

4月～翌年3月まで

※承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き申請される際は、届いた用紙に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

学生納付特例の期間は年金額に反映されません。将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付（追納）することをお勧めします。

追納期間は承認の日の属する月前10年以内。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113